

令和 7 年度

溶融飛灰の収集運搬処理単価契約（焼成処理）
に関する仕様書
（単価契約）

（ 番号 ）

令和7年度（ ）第252702号

（ 件名 ）

溶融飛灰の収集運搬処理単価契約（焼成処理）

（ 場所 ）

伊賀市 奥鹿野 地内

溶融飛灰の収集運搬処理単価契約（焼成処理）に係る仕様書

- (1) 品名 溶融飛灰（焼成処理）
- (2) 発生の事由 伊賀南部クリーンセンター集じん機から排出
- (3) 排出予定数量

収集車両規格	1回の排出予定数量	期間内予定数量※
ウイング車	最大10トン	650トン

※ 数字は見込であり、増減が生じる場合がある。

- (4) 排出場所 伊賀市奥鹿野1990番地 伊賀南部クリーンセンター
- (5) 履行期間 令和7年 4月 1日から令和8年 3月31日まで
- (6) 処理方法等

- 1) 搬入容器はフレコンバッグ入りとする。なお、飛灰・塊状飛灰を明記し、適正に処理が出来るよう配慮するものとする。
- 2) 発注者施設からの収集運搬は発注者により行う。
- 3) 搬出については散水等により飛散防止の処置、さらに運搬時における飛散防止策を講ずることとする。
- 4) 焼成処理後の埋立処理を行う場合、関係法令を遵守し適正に行うこととする。資源化の場合でも用途等を明確に提示すること。

- (7) 契約方法 1トン当たりの単価契約
施設の運転状況等により増減が生じる場合があるが、単価の変更は行わない。

- (8) 処理方法 焼成処理後埋立処理または資源化

品名	収集運搬車両	単位	単価
溶融飛灰 (焼成処理)	ウイング車	1トン当たり	円

溶融飛灰の収集運搬処理単価契約（焼成処理）特記仕様書

本仕様書は、伊賀南部環境衛生組合（以下「発注者」という。）の伊賀南部クリーンセンターから排出される溶融飛灰を収集運搬し焼成処理するため、発注者が業務受注者（以下「受注者」という。）に必要な事項を定めるものである。

第1条（事業目的）

受注者は、伊賀南部クリーンセンターから排出された溶融飛灰について収集運搬し、適正処理を実施することを目的とする。

第2条（事業名称）

溶融飛灰の収集運搬処理単価契約（焼成処理）

第3条（履行期間）

令和7年 4月 1日から令和8年 3月31日まで

第4条（処理対象物の種類及び数量）

対象物の種類及び予定数量は次のとおりとする。

- (1) 種類：特別管理一般廃棄物（ばいじん）
- (2) 名称：溶融飛灰
- (3) 数量：期間内見込数量650トン
- (4) 湿量：湿量約15%
- (5) 目的：焼成処理後埋立処理または資源化

第5条（重量の決定）

搬入重量は、受注者の計量によるものとする。

第6条（委託料）

委託料は1トン当たりの単価契約とし、発注者の施設から収集運搬して処理した溶融飛灰の焼成処理後、埋立処理または資源化に係る費用とする。

第7条（委託料の請求及び支払い）

- (1) 受注者は、毎月初めから月末までの処理実績量に委託料に定める単価を乗じ、翌月5業務日までに発注者へ発注者指定の請求書により請求するものとする。
- (2) 発注者は、受注者から請求のあった日から30日以内に、受注者が指定した銀行口座

に振り込むこととする。

- (3) 発注者の都合またはその他の理由により予定数量に示す数量に増減があった場合においても、受注者は異議なく実搬入量で清算を行うものとする。

第8条（特別管理一般廃棄物管理票）

発注者は、溶融飛灰搬出の都度、受注者が準備する特別管理一般廃棄物管理票に必要な事項を記入し、受注者に交付する。

第9条（業務の開始）

当業務にあつては、受注者の所在地において廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項並びに同法施行令（昭和46年政令第300号）第4条第9号イによる関係市町村との事前協議並びに搬入通知の完了をもって開始するものとする。

第10条（管理及び責任）

- (1) 発注者は、受注者に対して処理を適正に行うために必要な情報（性状、荷姿及び排出量）を通知するものとする。
- (2) 受注者は、発注者の施設から収集運搬した溶融飛灰が受注者の施設において処理が適正に行われ業務完了に至るまでの間、関係法令等を遵守しなければならない。
- (3) 受注者は、発注者施設のごみ処理施設処理業務に支障が生じないよう業務を実施するものとする。
- (4) 発注者は運搬車両並びに処理施設について、各関係法令への不適合があつてはならない。また、運搬車両は、積載量10tまでのウィング式トラックで汚水漏洩・飛散防止が講じられていることとする。

第11条（損害賠償責任）

本業務遂行中に発生した事故等については、発注者の責めに帰すべき場合を除き、受注者が責任を負うものとする。

第12条（報告義務）

受注者は、溶融飛灰の処理状況について発注者が状況報告を求めた場合は、発注者の指示内容に従い速やかに報告書等を提出すること。

第13条（権利義務の譲渡の禁止）

受注者は、この契約による権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。

第14条（再委託の禁止）

受注者は、収集運搬から最終処分または資源化までを自社で行うこと。このため本業務を第三者に再委託、または請け負わせてはならない。

第15条（守秘義務）

受注者は、本契約に関し業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、業務を退いた後も同様とする。

第16条（法令等の遵守）

受注者は、本業務実施に当たり関係する法令、規則等を遵守するものとする。

第17条（契約の解除）

- (1) 発注者は、次の各号の一に該当するときは、書面により契約を解除することができる。
 - ① 契約を適正に履行しないとき、または、履行の見込みがないと認められたとき。
 - ② この契約に違反したとき。
 - ③ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令等に適合しなくなったとき。
- (2) 前項の規定または、法令の規定によりこの契約を解除することができる場合にあっても、本契約に基づき発注者から引渡しを受けた業務を受注者が完了してないときは、発注者及び受注者双方の責任で処理した後でなければ本契約を解除できないものとする。

第18条（疑義）

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、その都度、誠意をもって発注者との協議の上、決定するものとする。